

ご存じですか！ 自動車事故被害者援護制度

交通遺児等育成資金

独立行政法人自動車事故対策機構では、保護者が自動車事故で死亡、または重度の後遺障害者となった被害者の家庭の遺児などの健全な育成を図るため、育成資金の無利子貸付けを行なっています。

貸付対象者	0歳から中学校卒業までの児童		
貸付金	◆一時金	15万5千円	
	◆月額	1万円または2万円（選択制）	
	◆入学支度金	4万4千円	
貸付期間	貸付決定月から中学校卒業の月まで		
返還方法	20年以内の均等払い（月払い） （高校・大学への進学者はその間返還猶予）		

重度後遺障害者への介護料支給

自動車事故により、脳・脊椎又は胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の精神的・肉体的並びに経済的負担の軽減を図るため、介護料を支給しています。

支給対象者 自賠償保険（共済保険）の等級が

種別	H14.4.1以降の事故	H14.3.31以前の事故
①常時介護	「第1級1号」又は 「第1級2号」	「第1級3号」又は 「第1級4号」
②随時介護	「第2級1号」又は 「第2級2号」	「第2級3号」又は 「第2級4号」

介護料 月額 ①72,990円 ～ 211,530円
②36,500円 ～ 83,480円

ただし、介護に要する費用（訪問看護・介護用品購入等）の負担に応じて、上限額までの範囲内で支給します。

お問い合わせは、独立行政法人 自動車事故対策機構 長崎支所

TEL (095) 821-8853